

閲覧用

令和6年 第6回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年6月5日
神埼市農業委員会

令和6年 第6回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年6月5日（水）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員		
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	欠

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 中原和之委員 6番 貞島清秀委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく神埼

市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1 件
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和
4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づく神埼
市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 9 7 件
議案第 5 号 農振除外申請に伴う事前審査について 4 件
議案第 6 号 非農地通知の発出について 2 件
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について
2 件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次

【農政水産課】

農政水産係 係長 片江享平
農政水産係 主事 曾田流星

6 会議の概要

（開会）

事務局長

皆様、おはようございます。

本日も農業委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本会におきましては、継続して感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行にご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和 6 年 第 6 回神埼市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会 長

皆様、おはようございます。 お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

これから次第に暑くなつてまいります。皆様お体には十分留意されて日々健康に過ごしていただきたいと思います。

5 月の 2 9、3 0 日の日程で上京し、全国会長大会と衆参両院の県選出国會議員への要請活動を行ってまいりました。 このことについては又お話しできればと思っております。

それでは只今から令和6年 第6回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は11名です。

13番 吉浦副会長より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、5番 中原委員と6番 貞島委員を指名します。

よろしくをお願いします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、6議案の 106件です。

報告は、報告第1号の 2件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いします。

(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請地の所在は、千代田町境原 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆 1, 7
3 5 m²であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や
資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良
事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。 ま
た転用許可基準につきましては、住宅などで集落に接続して設置される
ものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金につ
いては残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、
周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見
をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。 申請内容につ
いては、事務局の説明のとおりです。

私も、4月28日に地区担当推進委員2名、申請者、事務局とともに、
現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適して
いると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、
地区の同意もありますので問題は無いと思いますので、みなさまのご審
議をよろしくをお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 2 号 農地法第 3 条関係)

議 長

次に、議案書の 4 ページをお願いします。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。

申請番号 1 番の審議については、〇〇委員が議事参与の制限を受けますが、自席に控えていただき質疑などへの対応をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 2 号、議案書を基に説明】

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号 1 番につきましては、姉弟間の農地の贈与であります。

位置図を 5 ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第 3 条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 2 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の6ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県の農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書の左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1番につきましては、5月の定例総会でご承認いただき、佐賀県農業公社、佐賀県農地中間管理機構が一時買入れした農地について、地域の農事組合法人の中心構成員を譲り受け人として売り渡すものであります。

位置図は7ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)
議 長

次に、別冊の議案第4号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの利用権設定関係総括表を説明いたします。

神埼町、新規4件、再設定61件の計65件 内訳は、田165筆の326, 864㎡

千代田町、新規4件、再設定28件の計32件 内訳は、田79筆の186, 246㎡と、畑1筆の154㎡の計80筆の186, 400㎡

神埼市の合計は97件の、内訳は、田244筆の513, 110㎡と、畑1筆の154㎡、計245筆の513, 264㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページと3ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸し付け人、借り受け人、利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は3ページにございます、田4筆の 11, 389 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書4ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書4ページから31ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は31ページにございます、田161筆の 315, 475 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(農業者年金の経営移譲年金受給に関する親子間の再設定について数名の委員より質問あり。内容の説明と長年にわたる使用貸借による権利設定により経営移譲が完了したと判断できるケースでの再設定の必要性についてを各委員で意見交換する。)

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書 32 ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 32 ページと 33 ページの、千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は 33 ページにあります、田 7 筆の 13, 733 m² あります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(未相続農地に関する貸付人について質問あり。議案書の貸付人の表記に関する説明と相続の義務化について各委員で意見交換する)

(相続放棄農地の問題について意見交換する)

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書 3 4 ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 3 4 ページから 4 7 ページの、千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は 4 7 ページにございます、田 7 2 筆の 1 7 2, 5 1 3 m²と畑 1 筆の 1 5 4 m²の計 7 3 筆の 1 7 2, 6 6 7 m²であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(農政水産課担当者が入室、着席を確認)

(議案第 5 号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第 5 号をお願いします。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

農政水産課の曾田と申します。 よろしく申し上げます。

議案第 5 号、神崎市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。

この事前審査は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画を変更するうえで、担い手への農地集約や団地化など、農地利用を適切に行ってために農業委員会に意見を聞くことを目的としております。

それでは、着席して説明させていただきます。

2 ページの 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更協議総括表をお開きください。

神埼町 3 件、千代田町 1 件の計 4 件。

農用地区域からの除外申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1 番は、千代田町境原地区に、〇〇として、2 筆で、面積 2, 2 0 3 m²の申請となっております。

2 番は、神埼町竹地区に、〇〇として、田 1 筆で、面積 7 1 m²の申請となっております。

3 番は、神埼町的地区に、〇〇として、田 5 筆で、面積 4, 9 3 4 m²の申請となっております。

4 番は、神埼町尾崎地区に、〇〇として、田 1 筆で、面積 4 6 2 m²の申請となっております。

詳細については、資料 3 ページ目以降の確認をお願いします。

神崎市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査に関する説明は以上です。

議 長

説明が終わりましたが、農政水産課より補足説明があるということです。引き続き説明をお願いします。

農政水産課

係長の片江と申します。 申請番号 1 番について私からも説明させていただきます。

（補足説明あり。 今件は申請されてはいるが現時点において除外申請に伴い必要と指導している地区、隣接耕作者等の同意が得られておらず、農政水産課としては除外申請に必要な協議事項が不十分だとして、申請

を却下する方針であると説明される。)

(しかしながら申請事業者より、地区等の同意は得られていないが、それ以外は除外申請に関する必要事項は揃っているので、事前審議に関して市および県、その他関係機関の意見をお伺いしたいとの強い申し出があったため、農業委員会の意見を求めたいとのことだった。)

(質疑・応答)

委 員

私の担当地区なので地区の生産組合長に伺ったところ、隣接者の同意が取れていないのに私が同意することはできないとのことで、区長も同じ意向だったと聞きました。

申請地の地権者が地区外居住者で地区との協議がされていないらしいし、住宅化が進むことで元々の集落の方々が慎重になってあるようですので、まだまだ協議の時間が必要ではないのかと思います。

議 長

ありがとうございます。 農政水産課は県の担当には一応話はしましたか。

農政水産課

農業委員会などの意見聴取をしてから県と今件を進める進めない協議になりますけれども、その意見を合わせて申請事業者に返答しようと思っております。

(ここで議長より、事例として県農業会議の常設審議委員会で再検討を要した案件について話をされる。 その際、県会議担当より委員の問題提起を制するような発言を受けたことがあり、県としては許可、承認基準は遵守するが、地区等の同意については必須と捉えていない等を話される。)

議 長

今のところ農政水産課の対応は。

農政水産課

農振除外の要件である「土地の効率的かつ合法的な利用に支障を及ぼすおそれがない」ということが、同意が得られていないので支障を及ぼすおそれがないとは言えないということで対応したいと思っております。

(ここで委員より農政水産課へ、申請が提出される流れについての質問

があり、除外計画等の地区等への説明、同意が早い段階にあるだろうとの返答がある。)

委 員

地元が同意していないのに、私たちがそれを考慮しないで、はい、いいですよとは言えませんよね。農地だったところに何かができるんですから地元が慎重に考えられるのは当然のことですよ。

委 員

まだ地元等との協議が不十分なんですから、この農業委員会の定例総会にこの申請が事前審査に出てくることがおかしいと思います。

申請を差し戻して、地元との協議を求めるのが適切だと思いますよ。

(各委員同意の感あり)

議 長

ご意見ありがとうございます。この件については県の方にお伺いしてほしいとのこともあり、農政水産課も県に聞かれる方針のようですので、農業委員会の意見は「保留」ということでよろしいですかね。県の結果次第では再度審議するという事です。

委 員

保留じゃなくてですね、「地区等での同意に努めること」ですよ。

委 員

説明でもあったとおり、まずはこの申請事業について地区等と協議して同意がないと進まんのですよ。事業に対する憂いが無いようにするために地域の理解を得るよう申請者に求めることですよ。

委 員

それと、業者から隣接者が個人的に同意を求められていて、個人攻めのようになって重圧になってあるように思われます。そうされるときついんですよ。その人が悪者扱いになってしまうおそれがある。

幸いなことに生産組合長はしっかりしてあるしその辺はわかってあるので何とかしようと思ってあるんようですが、優良農地も守らなければならんですし。このような申請の過程で個人攻めするのを防止するような措置は取られないかなと思いますね。

いろいろな話は聞きますけれど、一方では隣と仲が悪いから同意しないとか個人間の問題で非常に難しいとかですね。

議 長

そうですね、個人感情でうまくいかないとかね。

委 員

やはり個人同士のコミュニケーションが不十分だとできないでしょうな。とにかくコミュニケーションが大事ですよ。

委 員

すいませんが、このあと県がOKとなれば除外や転用が許可されるのでしょうか。

農政水産課

このあと県に申出して、これから申請を進めるか、受付けられないかの回答があります。

委 員

もうこのまま再審議が無いうちに県で許可されたらこの審議は何だったのかと思ってしまいましたので。

委 員

まだ農振除外についての事前審査だから、農業委員会としての意見はこうだよと示すための審議ですからね。

委 員

勘違いしました。こんな申請状態で審議していい案件じゃないなと思いましたね。業者も真摯になって地区の協議を充実してもらいたいです。

議 長

そうですね。そうあってほしいですね。しかしですね、事務局としては回答はどうしますかね。

事務局

1 番については委員よりご意見があったとおり「地区等での同意に努めること」で再協議を求めるような内容でいいのではないのでしょうか。

農政水産課の方針も踏まえて適切な内容で詰めたいと思います。

あの、こちらから申し上げてはなんですが、申請 2 番から 4 番についてはいかがでしょうか。

議 長

そうですね。 1 番しか審議していませんね。 皆さんいかがでしょうか。

(2 番から 4 番の申請について農政水産課や農業委員会事務局より簡潔に説明する。 委員から担当地区内の申請については立地や事業内容が適当であるなどの意見あり。

うち 1 件について事業地内で今回農振除外が求められていない農地があったが、農政水産課より、それは既に除外農地であるとの説明がなされて納得される。 2 番から 4 番の申請については異議なしの意向となる。)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農振除外申請に伴う事前審査の申請番号 1 番について、再協議を求める意見に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 申請番号 1 番については、その旨を記して回答します。 事務局は農政水産課担当の十分協議して対応してください。

議 長

続けて採決します。 農振除外申請に伴う事前審査の申請番号 2 番から 4 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって申請番号 2 番から 4 番については、原案のとおり承認する旨を回答します。

農政水産課の担当者は退出してください。 ありがとうございました。

(農政水産課説明者の退室を確認)

(今一度今回の審議内容について委員より質問があり、ここで少々意見交換の時間となる)

(議案第 6 号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第 6 号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地所有者などより非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や再度の現地確認により非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものでございます。

議案書は左から、土地の所在、地番、地目、面積、遊休農地の区分、現地確認の状況、所有者（申請者）となっております。

今回の申請につきましては 2件の、畑8筆の 13,990㎡であります。

これは、以前より現況が山林、原野化した荒廃農地であると判断していたものであります。

2ページ以降は資料として、申請番号ごとに申請地の位置図と現地確認の写真を添付しております。説明は以上です。

（さらに添付資料の位置図と現地写真の撮影箇所や現地の状況について口頭説明する）

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

委員

この荒廃農地の判断については何年経っているとかの基準がありますか。

事務局

毎年の農地利用状況調査での判断が基となっております。

申請地についてはここ5年の調査結果を確認したところ継続して荒廃農地と判断されていまして、先日行った現地調査ではこの5年くらいでこのような雑木山にはならないよねというような状態でありました。

委員

そしてこれは申請があった荒廃農地についてを非農地とされているわけですね。状況を知っている人が申請するわけですね。

中にはそれが農地だとは思っていない人もいるんじゃないでしょうか。

事務局

非農地通知は、制度の運用においては非農地判断した荒廃農地には全

て通知するとなっていますが、神崎市は3, 500筆以上の荒廃農地がありまして、事務的に困難なのが実情です。

そこで相談があった場合には農地利用状況調査の判断と照会し、委員がおっしゃったように調査に上がっていない荒廃農地もあったりしますので、再度の現地調査を行うなどの事務を行っております。

現在は、佐賀地方法務局からの通達に基づき、非農地通知した荒廃農地については市として法務局に申出して職権による地目変更登記をしていただいております。それも一度に件数があまり多くならないように適切な事務処理をとの指示を受けておりますので、現状の事務処理を続けたいと思っております。

議 長

非農地については委員の実績があらわれるけど、法務局に適切に申請すれば個人の負担は軽減されているんですね。

委 員

非農地を取り組んでいて思ったのが、未相続が多かったってことでしたね。今もそれでできていない荒廃農地があります。

ただその相続関係者も不在者ばかりでですね、相続放棄を申す者なんかも多いのが実態ですよ。

ただいつまでもそれだと先に行かないので、非農地したいならとにかく相続してくれ、そしてその次のステップに進もうじゃないかとしたわけですね。皆知らないから何もしない、何もできないんですね。

そうこうあったのでそれなりに勉強しました。そして自分のためにもなりました。やはり あいだみつおさんでしょうか「一生勉強、一生青春」ですね。

委 員

申請2番についてこれは、〇〇に隣接していますか。

事務局

位置図にて説明しますが、この農道の東側が〇〇にあたります。

さらに農道を上に行ったところにこの申請地があります。

委 員

隣接はしているようですね。〇〇は事業が計画されているのでそれと関係があるかなと思ったんです。よろしいです。

事務局

申請者は相続した農地の処分を希望されていて、ここはもう雑木山だ

とわかってあったので相談されました。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃借権設定の合意解約で、施設園芸用地や農地転用するために行われたものがあります。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和6年 第6回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時 50分 閉 会